

川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業審査委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金交付要綱（29川青第889号 平成30年2月21日市長決裁）第9条第2項の規定に基づき、補助金を交付する法人その他の団体（以下「団体」という。）を選考するに当たり、公平かつ適正に審査を行うため、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

(1) 川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金の交付を申請する法人
その他の団体から提出された関係書類の審査

(2) 団体の選考

(3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項
(委員会の組織等)

第3条 審査委員会は、次に掲げる者で構成する。

(1) こども未来局青少年支援室長

(2) こども未来局総務部企画課長

(3) こども未来局青少年支援室担当課長〔青少年企画・事業調整〕

(4) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔家庭支援〕

(5) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔母子保健〕

(6) 市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長

(7) 健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長〔自立支援〕

(8) 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課長

2 前項に定める者が審査委員会に出席できない場合、その者が指名する者を代理で出席させることができる。

3 委員長は、こども未来局青少年支援室長をもって充てる。

4 副委員長は、こども未来局青少年支援室担当課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審査委員会の開催)

第5条 審査委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 審査委員会は、第3条第1項各号に定める者（同条第2項の規定により指名する場合においては、その者。以下「委員」という。）の半数以上の出席をも

って成立する。

3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員のほか、委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(会議)

第7条 会議は非公開とする。

(審査及び選考)

第8条 審査委員会は、第2条に規定する関係書類の審査及び団体の選考を行うときは、次に掲げる評価項目に基づき審査するものとし、予算の範囲内で補助金交付団体を選考する。

(1) 目的との整合性

(2) 取組の公益性

(3) 取組の具体性・実現性・継続性

(4) 取組の効果

(5) 補助の必要性

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、こども未来局青少年支援室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業審査委員会設置要綱（27川市青第673号こども本部長専決）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。第 3 条の規定は、令和 6 年 2 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 11 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 6 日から施行する。